次に掲げる告示をここに公布する。

1　気仙沼市街路防犯灯設置及び維持管理要綱の一部を改正する告示

2　気仙沼市児童センター・児童館運営委員会要綱

3　気仙沼市児童遊園協議会要綱

令和7年9月30日

気仙沼市長　　菅　原　　茂

気仙沼市告示第87号

気仙沼市児童センター・児童館運営委員会要綱

（設置）

第１条　児童センター及び児童館の適正な運営を図るため，気仙沼市児童センター・児童館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（協議事項）

第２条　委員会は，次に掲げる事項について協議する。

（１）　児童センター及び児童館の運営に関すること。

（２）　その他児童の健全な育成に関すること。

（組織）

第３条　委員会は，次の委員をもって組織する。

（１）　教育関係者

（２）　母親クラブ等地域組織の代表者

（３）　児童センター所長及び児童館長

（４）　前３号に掲げる者のほか，市長が必要と認める者

２　委員会の委員（以下「委員」という。）は，市長が委嘱又は任命する。

３　委員の任期は，２年とし，再任を妨げない。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（会長）

第４条　委員会に会長を置き，委員の互選によって定める。

２　会長は，委員会を代表し，会務を総括する。

３　会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集する。

２　会議は，委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は，気仙沼市児童センターにおいて処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，会長が委員会に

諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は，令和７年10月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行後，初めて委嘱又は任命される委員の任期は，第３条第３項の規定にかかわらず，令和９年３月31日までとする。